

情報公開審査会答申の概要

答申第 978 号（諮問第 1642 号）

件名：退職金の算定間違いが有って、各学校に新たな算定を配布した事や理由がわかる、関係書類、決裁文書など全ての不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 3 月 28 日

2 原処分

令和 2 年 4 月 13 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 4 月 16 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 12 月 2 日

5 答申

令和 3 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 26 年度及び平成 27 年度の退職者の退職手当額の算定の間違いがあったことにより、各愛知県立学校（以下「各県立学校」という。）に新たに退職手当計算書を配布した事実及びその理由が分かる関係書類、決裁文書等であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、退職手当計算書の退職手当額に修正が生じた場合は、教育委員会事務局管理部教職員課（以下「教職員課」という。）において一括して修正に係る事務の処理を行うこととし、各県立学校においては、その事務の処理を行っていないことから、退職手当額に修正が生じた場合であっても、各県立学校に新たに修正後の退職手当計算書を配布することはしていないとのことである。

イ 当審査会において実施機関に確認したところ、教職員課から各県立学校に配布された退職手当計算書に修正が必要な場合の具体的な事務の流れとしては、まず他の退職手当請求に係る提出書類とともに、各県立学校から赤字修正された退職手当計算書が教職員課に提出され、教職員課で修正内容を確認した後にシステム上の修正を行った上で、その情報をもとに退職金の支払事務を進めていくとのことであった。そして、各県立学校には内容の確認を一度は行っていることから、その後教職員課から新たに各県立学校に修正後の退職手当計算書を配布していないとのことであった。

また、平成 26 年度及び平成 27 年度に職員の給与に関する条例の一部改正が議決され、4 月に遡及して給料月額を増額改定が行われたことに伴う退職手当額の修正については、退職手当の基礎額になる給料月額を一律に直すだけであり、新たに各県立学校に修正後の退職手当計算書を配布して確認をしてもらうことはなかったとのことであった。

ウ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

平成 26 年度、平成 27 年度の退職者の退職金。

各県立学校に配布した退職金の算定が間違っていて、1～2 か月後に新たに退職金の算定表が配布されたことが有った。

私のいた学校では正規職員 5、6 人すべての退職金の算定が間違っていた。

全ての愛知県立学校で同じような状況だったと思う。

退職金の算定間違いが有って、各学校に新たな算定を配布した事や理由がわかる、関係書類、決裁文書など全て。